

三重の森林づくり 実施状況報告書

(令和7年度版)

令和8年9月

三 重 県

目次

第1章 トピックス	1
Ⅰ 「美し国みえ森林」ークレジット」を初めて販売しました	2
Ⅱ みえ森林・林業アカデミー棟が「ウッドデザイン賞 2025」で優秀賞を受賞しました	3
Ⅲ 沖中造林株式会社が第 64 回全国林業経営推奨行事で農林水産大臣賞を受賞しました	4
Ⅳ 三重トヨペット株式会社が取り組む「ふれあいグリーンキャンペーン」が 50 回目を迎えました	5
Ⅴ 木づかいの促進に取り組んでいます	6
 第2章 実施状況	7
Ⅰ 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮	8
【基本施策 1-（1）】「構造の豊かな森林」づくり	10
（1）持続可能な森林づくり	10
（2）公益的機能を重視した森林づくり	10
（3）多様な森林づくり	10
【基本施策 1-（2）】県民の命と暮らしを守る森林づくり	11
（1）災害に強い森林づくりの推進	11
（2）森林の保全と保安林制度の推進	11
（3）森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施	12
（4）野生鳥獣による被害の低減	12
【基本施策 1-（3）】森林づくりを推進する体制の強化	13
（1）国・市町等と連携した森林管理の推進	13
（2）森林資源データの整備と情報提供	13
（3）森林の公有林化等による公的管理	14
（4）森林の公益的機能発揮に向けての研究	14
 Ⅱ 基本方針 2 林業の持続的発展	15
【基本施策 2-（1）】林業及び木材産業等の振興	17
（1）森林施業の集約化の促進	17
（2）多様な原木の安定供給体制の構築	17

(3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化	17
(4) 多様な収入源の創出	18
(5) 特用林産の振興	18
(6) 効率的な林業生産活動のための研究.....	19
【基本施策 2- (2) 】 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	19
(1) 林業の担い手の育成・確保.....	19
(2) 地域を担う多様な人づくり	20
(3) 林業事業体の育成と経営力の向上	20
【基本施策 2- (3) 】 県産材の利用の促進.....	20
(1) 県産材の需要拡大	20
(2) 信頼される県産材の供給の促進	21
(3) 住宅建設における木材利用の促進	21
(4) 中・大規模施設等の木材利用の推進.....	21
(5) 持続可能な木質バイオマス利用の推進.....	22
(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進.....	22
 Ⅲ 基本方針 3 森林文化及び森林教育の振興	24
【基本施策 3- (1) 】 森林文化の振興	25
(1) 森林の文化的価値の保全及び活用	25
(2) 森林文化の体験と交流の促進	25
(3) 里山の整備及び保全の促進	25
(4) 森林文化の継承	26
【基本施策 3- (2) 】 森林教育の振興	26
(1) 森林教育に関わる「人づくり」	26
(2) 森林教育に関わる「場づくり」	26
(3) 森林教育に関わる「仕組みづくり」	27
 Ⅳ 基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進.....	28
【基本施策 4- (1) 】 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成	29
(1) 森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成.....	29
(2) 緑化活動の促進	30
(3) 三重のもりづくり月間の取組	30

【基本施策 4-（2）】木づかいの促進	30
（1）暮らしの中での木づかいの促進	30
（2）多様な主体との連携による木づかいの促進	31
 Ⅴ 重点プロジェクト	33
1 「新しい林業」推進プロジェクト	33
2 林業の担い手確保・育成プロジェクト.....	33
3 みえの木づかい推進プロジェクト	34
4 みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト.....	34
 参考資料.....	36
Ⅰ 三重の森林づくり条例.....	37
Ⅱ 用語説明	41

第1章 トピックス

I 「美し国みえ森林J-クレジット」を初めて販売しました

県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針の柱の一つとして、森林が持つ二酸化炭素吸収機能に経済的な価値を生み出す「J-クレジット制度」の活用を推進しています。

この制度は、適切な森林管理によって得られた二酸化炭素吸収量を「クレジット」として国が認証し、市場で取引できるようにするものです。これにより、森林整備に新たな財源を確保し、林業の活性化を図ることを目指しています。

この度、県が管理する県行造林において創出したクレジットとして初めて、「美し国みえ森林J-クレジット」を販売しました。

1 県の取り組み

県では、森林経営活動によって創出される森林由来J-クレジット活用のモデルを示すため、令和5年度から県行造林を対象にクレジット創出の取組を開始しました。

令和5年5月に適切な森林管理によって二酸化炭素を吸収する「プロジェクト計画書」を国の制度事務局に登録しました。その後、第三者機関による審査を経て、令和7年1月に899 t-CO₂のクレジット創出が認められました。



県行造林における適切な森林管理（名張市）

2 J-クレジットの販売

県として初めて創出した森林由来J-クレジットを「美し国みえ森林J-クレジット」と名付け、令和8年2月に入札方式によって販売しました。

入札の結果、環境配慮やカーボンオフセットに関心の高い3者に合計180 t-CO₂のクレジットを購入いただくことができました。残りのクレジットについては、令和8年度以降に販売を予定しています。

3 購入証明書の交付式を開催

令和8年4月には、クレジットをご購入いただいた3者をお招きし、知事から購入証明書を交付するセレモニーを執り行いました。

交付式では、購入者の皆様から、脱炭素の推進や県内の森林整備のさらなる促進に向けた期待の声をいただきました。



購入証明書交付式

4 今後の対応

今回の販売で得られた収益は、J-クレジットに取り組む県行造林の森林整備及びクレジット創出費用等に活用していく方針です。

また、県が率先して取り組むことで得られたクレジット創出の知見やノウハウを、県内の創出者の支援に活かし、J-クレジット制度の普及を後押ししていきます。

Ⅱ みえ森林・林業アカデミー棟が「ウッドデザイン賞2025」で優秀賞を受賞しました

「(一社)日本ウッドデザイン協会」が主催する「ウッドデザイン賞2025」において、みえ森林・林業アカデミー棟がソーシャルデザイン部門優秀賞（林野庁長官賞）を受賞しました。教室や談話スペース等を訪れる人たちの交流を促す木質感あふれる空間づくりに工夫がある点や、一般流通材を中心に地域で調達した無垢材を採用し、部分的には大径材も活用しており、木造建築のショーケース的な役割も担う点等が評価されました。

1 学びと交流を支える快適な木の空間

アカデミー棟には、大きな木組みが見える開放的な教室をはじめ、執務室や談話スペース、更衣室、シャワー設備、さらにジビエ料理や地域の農林産物を使った調理ができるスペースも設けています。単なる研修施設ではなく、受講生や講師、修了生等多くの人が集まり、交流できる場所となっています。

床には、素足でも暖かさを感じやすい厚さ 30 ミリのヒノキの無垢フローリングを使用し、塗装には自然由来の蜜蝋ワックスを採用しています。また、大教室と中教室の間には木製の可動式の壁を設置しており、壁を開放することで 100 人規模の利用にも対応できる構造となっています。講座だけでなく、近隣学校の森林教育等にも活用されています。

2 県産材の活用と環境に配慮した建物

建物には、三重県産の木材がふんだんに使われています。木材の調達から製材、施工までを県内で行うことで、輸送時の環境負荷を減らし、地域経済への還元にもつなげました。また、通常は使われにくい小さな木材を組み合わせて天井材として有効利用するなど、資源を無駄にしない工夫も取り入れられています。さらに、太陽光発電や蓄電池、雨水利用設備、薪ストーブ等を導入し、省エネルギー化にも配慮しています。その結果、建築物の環境性能を評価す

る「CASBEE 建築評価認証」*で最高ランクの「S ランク」を取得しました。

*CASBEE：建築物の環境性能を評価・格付けする日本のシステム

3 木造建築や地域産業の魅力を発信

アカデミー棟は、三重県を代表する木造建築としての役割も担っています。県内各地の特色ある林業地の木材を見て感じられるデザインとなっており、需要拡大が望まれる「大径材」も積極的に活用しています。今後の中大規模木造建築のモデルとしても期待されます。

館内の家具にも県産材を使用しており、三重県指定伝統工芸品「尾鷲わっぱ」を使ったランプシェードなど、地域産業の魅力発信にもつながっています。

4 森林や木材への関心を広げる施設へ

当施設は年間3,000名を超える方にご利用いただいています。これからもより多くの方々にこの建物を通じて、三重県の森林・林業や木材産業に関心を持っていただけるように活用を進めます。

単に学びの場としてだけでなく、講師や受講生等、さまざまな人との交流を通して、新たに生まれる人と人のつながりにより、森林・林業の可能性がより一層広がることが期待されます。



ウッドデザイン賞2025表彰式

Ⅲ 沖中造林株式会社が第64回全国林業経営推奨行事で農林水産大臣賞を受賞しました

1 全国林業経営推奨行事について

全国林業経営推奨行事は、「(公社)大日本山林会」が森林の適正な管理並びに林業の技術・経営の改善に努め、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に寄与している森林の管理経営体を表彰するものです。昭和37年に始まり令和7年度までに2,410団体が受賞しています。

今回、沖中造林株式会社(以下「沖中造林」という)が受賞した農林水産大臣賞は最優秀にあたり、地域に根差した林業を行っている点や、女性現場作業員を雇用している点等が評価されました。



小坂林野庁長官(左)と沖中社長

2 沖中造林について

沖中造林は明治の頃より140年続く、松阪市飯高町の波瀬地域を中心に林業を行っている会社です。

波瀬地域の林業の特色は、吉野林業の流れを汲むヘクター当たり5千~8千本という高密度植栽や、丁寧に何回も行う下刈りと枝打ち、弱度高頻度の間伐が挙げられます。100年以上前に初代・沖中由松氏が植え育てた木を、昔とほとんど変わらない方法で守り続け、令和4年9月に社長に就任した6代目の沖中祐介氏まで受け継がれており、約1,000haの沖中造林所有の山林からは、日々、年輪が密で均一な質の高い木材が生産されています。

3 沖中造林のめざす林業

沖中造林では、先祖代々受け継いできた手入れの行き届いた山林を現代で損なうことなく、100年先の未来へ引き継いでいけるよう、日々努力を重ねています。時流に左右されることなく、高密度植栽やきめ細やかな枝打ちといった伝統的な施業方法を続け、沖中造林ブランドの確立と地域林業の振興に取り組んでいます。



沖中造林の山林

4 沖中造林の新たな取組

伝統を重んじる中、新しいことに挑戦することも大事にしています。沖中造林ではこれまで育林した山林の立木を素材生産業者に販売する経営方式でしたが、近年は利益向上をめざして自社での素材生産体制へ転換し、販路の拡大にも取り組んでいます。

また、マイホームを建てる方を対象とした体験型森林ツアー事業「プレミアムウッドツアー」の実施や、「100年杉の木彫りカヌー製作プロジェクト」に携わるなどさまざまな取組を行い地域の林業・木材の魅力を発信しています。

女性従業員の雇用にも取り組んでおり、令和6年4月より女性の現場作業員が就労しています。

5 今後への期待

沖中造林は、伝統を重んじながら新しい取り組みにもチャレンジされています。

今後も地域の林業を未来に引き継いでいくための活動に取り組んでいただくことを期待しています。

Ⅳ 三重トヨペット株式会社が取り組む「ふれあいグリーンキャンペーン」が50回目を迎えました

1 三重トヨペット株式会社の取組

「ふれあいグリーンキャンペーン」は、三重トヨペット株式会社が、地域に緑を増やし、次世代へ豊かな自然環境を引き継ぐために、三重県をはじめ県内各市町へ苗木を寄贈するとともに、従業員の皆さんからの「緑の募金」を「(公社)三重県緑化推進協会」に寄贈する取組で、1976年(昭和51年)の取組開始以来、毎年継続的に行われ、令和7年度に50回目を迎えました。

また、50回目の「ふれあいグリーンキャンペーン」を記念し、三重トヨペット株式会社は、これまで行ってきた苗木寄贈や植樹等の「木を植える活動」、三重県「木づかい宣言」に基づく「木を使う活動」に加え、新たに「木を育てる活動」として、「企業の森」の活動をスタートしました。

2 感謝状の贈呈と森づくり宣言書の署名

令和7年11月7日には、「第50回ふれあいグリーンキャンペーン目録贈呈式」と「『三重トヨペットの森』森づくり宣言書調印式」があわせて開催されました。出席した野呂副知事から、50年の長きにわたる緑化推進活動への深い感謝の意を表すとともに、三重トヨペット株式会社の井上社長に感謝状を贈呈しました。また、「企業の森」の活動スタートにあたって、井上社長、「三重トヨペットの森」の所在地である大台町の大森町長、野呂副知事の3者が、森づくり宣言書に署名しました。



県庁前での記念撮影

3 植樹祭の開催

令和7年11月24日には、50回目を迎えた「ふれあいグリーンキャンペーン」を記念して、「三重トヨペットの森」において植樹祭が開催されました。当日は、一般公募による地域住民の皆さんや三重トヨペット株式会社の顧客、社員とその家族等、多くの方々が参加しました。

「三重トヨペットの森」では、宮川森林組合の協力のもと、地域で自生する樹木の種子から苗木を育てる「地域性苗木」の活用や、多様な樹種を不規則に植える「自然配植」に取り組み、生物多様性の保全や山地災害の防止等多面的機能の発揮に向けた森づくりを行っていく予定です。

4 県民参加の森づくりの促進

このたび、「三重トヨペットの森」では、三重トヨペット株式会社の関係者に加え、県民の皆さんからも広く参加を募り森づくり活動が行われました。

三重の豊かな森林を未来につなげていくために、今後も引き続き、県民の皆さんとともに協力しながら進める森づくり活動のさらなる促進を図っていきます。



植樹祭での記念撮影

V 木づかいの促進に取り組んでいます

県では「森林資源の循環利用」を推進し、三重の森林を元気にするため、県産材の利用拡大に取り組んでいます。

その一環として「第4回みえの木建築コンクール」及び「みえの木製品コンテスト2025」を開催しました。

1 第4回みえの木建築コンクール

県産材を目に見える形で活用した魅力的な建築物を募集し、その建築物に関わった方々を表彰するとともに、その事例を広くPRすることで、木づかいの気運の醸成と、県産材の需要拡大を推進することを目的に、令和4年度から実施しています。令和7年度からは、「みえの木建築コンクール実行委員会」（構成団体：（一社）三重県建築士会、（一社）三重県建築士事務所協会、（一社）三重県建設業協会、三重県木材協同組合連合会、三重県）が主催しています。

住宅新築、住宅リフォーム、非住宅の3部門で、計19点の応募がありました。

【住宅新築部門】

知事賞「木漏れ日の家」

- ・設計者：結設計室
- ・施工者：有限会社山路工務店

【住宅リフォーム部門】

知事賞「薪ストーブが灯す百年古民家」

- ・設計者：結設計室
- ・施工者：有限会社山路工務店

【非住宅部門】

知事賞：第2名古屋三交ビル

- ・建築主：三交不動産株式会社
- ・設計・施工者：竹中工務店



第4回みえの木建築コンクール表彰式

2 みえの木製品コンテスト2025

日常生活や事業活動で利用できる魅力的な木製品を表彰しPRする「みえの木製品コンテスト」を令和4年度から開催し、木づかいの気運の醸成や様々な場面での木材利用を推進しています。

デイリーユース、ビジネスユースの2部門で計47点の応募がありました。

【デイリーユース部門】

最優秀賞：木製システム家具 イキクッカ
ヒノキ

- ・応募者：株式会社K I S E

【ビジネスユース部門】

最優秀賞：リプラウッドプランター R・
W・P

- ・応募者：西川建設株式会社

【特別賞】

木製ブロック「ズレンガ」お家セット

- ・応募者：株式会社浅尾



デイリーユース部門 最優秀賞



ビジネスユース部門 最優秀賞

第2章 実施状況

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

森林は、カーボンニュートラルの実現に向けて期待が集まっているCO₂吸収機能をはじめ、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握、森林の公的管理、適正な伐採と確実な更新を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	令和7年度目標 (2025年度)	令和7年度実績 (2025年度)	令和16年度目標 (2034年度)
公益的機能増進 森林整備面積(累計)	2, 290ha	1, 832ha	22, 900ha
再造林面積	137ha	150ha	471ha
山地災害危険地区 整備着手地区数(累計)	20地区	20地区	200地区
森林境界明確化面積(累計)	38, 400ha	38, 535ha	63, 600ha

【令和7年度評価】

(1) 公益的機能増進森林整備面積

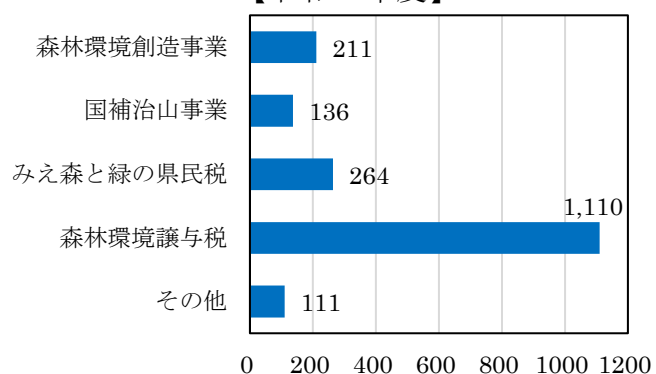
森林環境創造事業、治山事業、みえ森と緑の県民税及び森林環境譲与税を活用した事業等により、森林整備を1,832ha実施したものの、公益的機能増進森林整備面積の令和7年度目標値である2,290haには達しませんでした。

森林環境譲与税及び森林経営管理制度の開始から7年が経過し、多くの市町が森林所有者に対する意向調査や経営管理権集積計画の作成等に取り組んでいるところです。今後、森林整備をより一層本格化させていけるよう、各市町の取組段階や課題に応じたきめ細かな支援をさらに進めていく必要があります。

このため、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら、みえ森林経営管理支援センターと各農林(水産)事務所との密接な連携のもと、森林環境譲与税を活用した事業の提案や市町の課題に応じた専門家の派遣など、市町ごとの状況に応じて支援内容のさらなる充実を図ります。

指標：公益的機能増進森林整備面積
(単位：ha)

【令和7年度】



また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、森林環境譲与税を活用した施策の立案をサポートする市町職員向けの講座を開催するなど、市町の実施体制の充実に取り組んでいます。

（２）再造林面積

造林補助事業や水源林造成事業等により、主伐等で伐採された人工林において150haの再造林が実施され、目標値である137haを達成しました。

今後も引き続き、主伐後の確実な再造林による更新に取り組んでいます。

（３）山地災害危険地区整備着手地区数

山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しており、令和7年度末時点で山腹崩壊危険地区2,118地区、地すべり危険地区13地区、崩壊土砂流出危険地区2,076地区の計4,207地区が選定されています。

「山地災害危険地区」における災害の発生を防止するため、令和7年度は、新たに20地区において治山ダム等の整備に着手したところであり、同年度目標値である20地区を達成しました。

今後も引き続き、山地災害等から県民の生命・財産を守るため、治山事業等により必要な施設や森林の整備を進めています。

（４）森林境界明確化面積

森林環境譲与税の活用等により、各市町において森林整備等を行うにあたって必須となる森林境界の明確化が進められた結果、令和7年度末時点での森林境界明確化面積（累計）は、前年度から2,104ha増加して38,535haとなり、目標値である38,400haを達成しました。

令和16年度目標値（63,600ha）の達成に向けて、森林整備地域活動支援交付金を活用した取組の推進に加え、航空レーザ測量成果を活用した効率的な手法を取り入れながら、森林環境譲与税及び森林経営管理制度による明確化がこれまで以上に進むよう、市町の取組を支援していきます。

I 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

【基本施策 1－(1)】

「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、カーボンニュートラルの実現にも貢献する、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備や、低コスト造林を推進し、主伐や伐採後の確実な更新を進めるとともに、花粉の発生を抑えた森づくりや里山の整備など、多様な森林づくりを進めます。

(1) 持続可能な森林づくり

「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用のサイクルを確実なものとするため、森林資源の有効利用を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、植栽密度や下刈り回数の低減のほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムや成長に優れた苗木等を普及して造林の低コスト化を進めます。

【令和 7 年度の取組】

持続可能な森林づくりに向けて、令和 7 年度は、生産林において、国補造林事業により、間伐563ha、植栽94ha、下刈96ha、枝打ち7ha等、また、県単造林事業により、間伐165ha、植栽2ha、下刈2haを実施しました。このほか、間伐については、治山事業で59ha、林業・木材産業循環成長対策事業等の非公共事業で155ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業等で70ha実施するとともに、「(独)森林研究・整備機構森林整備センター」において597ha実施されるなど、生産林全体の間伐面積は2,509haとなりました。



皆伐後の植栽状況

(2) 公益的機能を重視した森林づくり

公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造が違うなど、多様な森林を育成し、水源かん養や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林づくりを進めます。

【令和 7 年度の取組】

森林環境創造事業により、環境林における間伐211haを実施しました。このほか、治山事業で77ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業で32ha、森林環境譲与税を活用した市町単独事業で477haの間伐を実施するなど、環境林全体の間伐面積は計925haとなりました。

なお、令和 7 年度における間伐は生産林と環境林合わせて3,435ha、植栽や下刈等を合わせて合計森林整備面積は3,953haとなりました。

(3) 多様な森林づくり

木質バイオマス燃料に活用可能な早生樹や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的やニーズに応じた多様な生産林の整備を進めるほか、花粉発生源対策として、特定母樹等の種子の生産体制を強化し、花粉の少ない森林への転換を促進します。

【令和 7 年度の取組】

地域の実情に応じた多様な森林づくりとして、特用林産物の生産に向けたクヌギの植栽を、造林補助事業により5ha実施しました。

令和 8 年 3 月に新たな県営採種園を造成したほか、県営採種園の管理や採種業務の一部を外部委託するなど生産体制の強化を図りました。

また、特定母樹等の種子37kgを種苗生産者へ供給しました。

【基本施策１－（２）】

県民の命と暮らしを守る森林づくり

頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や、保安林制度、森林計画制度に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

（１）災害に強い森林づくりの推進

山地災害の復旧や未然防止など、県民生活の安全を確保するため、治山施設や森林の整備等を進めます。

また、流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備や治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の撤去を実施し、災害に強い森林づくりを進めます。

【令和７年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しました。

令和７年度末現在、山腹崩壊危険地区は2,118地区、地すべり危険地区は13地区、崩壊土砂流出危険地区は2,076地区となっており、これらの山地災害危険地区における治山事業の着手率は59.0%となりました。

山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施するとともに、機能が低位な保安林を対象に、健全な成長を促進させるための本数調整伐（間伐）136haを実施しました。

また、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業では、災害緩衝林整備事業として、12市町、27箇所において、流木となるおそれのある危険木2,433㎡の除去と、溪流沿いの森林で、流木や土砂の流出を抑止するための調整伐102haを実施しました。

さらに、土砂・流木緊急除去事業では、1町、1箇所において、溪流内に異常に堆積

して流出する恐れのある土砂253㎡と流木51㎡の除去を行いました。

市町においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、鳥羽市等18市町が人家裏や通学路沿いの危険木の除去に取り組むとともに、流域防災機能強化対策事業により、9市町において、流域の防災機能の強化を図るための調整伐161haが実施されました。

また、台風等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木の事前伐採について、鈴鹿市等14市町で実施され、5,111本の危険木が事前伐採されました。



電線近くの危険木の事前伐採（鈴鹿市）

（２）森林の保全と保安林制度の推進

森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めるとともに、水源のかん養や山地災害の防止等、重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進等、保安林制度の適正な運用に努めます。

また、「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づき、水源地域内の土地取引の事前届出制度等の的確な運用と、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

【令和７年度の取組】

令和７年度末時点で、県内の森林面積の約34%にあたる126,695haの森林を保安林

に指定しています。

また、林地開発については、令和7年度に3件、24.9haの申請を許可しています。

＜三重県における保安林の指定状況＞

区分	面積(ha)	比率
水源かん養	80,998	63.9%
土砂流出防備	43,154	34.1%
土砂崩壊防備	179	0.1%
防風	172	0.1%
潮害防備	6	0%
干害防備	20	0%
防火	13	0%
魚つき	636	0.5%
落石防止	25	0%
航行目標	6	0%
保健	※10,525	1.1%
風致	79	0.1%
計	126,695	100.0%

※重複指定があるため計は一致しない。

水源地域内の土地取引の事前届出制度については、条例が目的とする水源のかん養機能の維持増進とあわせて周知することにより、届出の必要性の理解促進に努めました。なお、令和7年度の条例に基づく届出件数は136件でした。

（３）森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施

松くい虫による「保全すべき松林」への被害拡大の防止や、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法等の情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう市町に対して指導及び情報提供を行います。

また、林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

【令和7年度の取組】

松くい虫防除対策として、市町において、みえ森と緑の県民税等を活用した薬剤散布による予防措置23ha、被害木を伐倒処理す

る駆除措置45m³が実施されました。

＜松くい虫による被害状況＞

区分	面積(ha)	材積(m ³)
令和2年度	220	296
令和3年度	216	262
令和4年度	215	275
令和5年度	193	200
令和6年度	169	783
令和7年度	167	541

また、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損等の被害について、県内の状況を継続して調査しました。

さらに、山火事予防運動の一環としてポスター掲示等を行い、林野火災予防の啓発を行いました。

（４）野生鳥獣による被害の低減

ニホンジカ等による森林への被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合等との連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めるほか、効果的・効率的な捕獲技術の普及・啓発を進めます。

【令和7年度の取組】

令和7年度の野生鳥獣による林業被害額は1億3,495万円で、そのほとんどがニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害でした。

植栽木への被害を防止するため、植林地における防護柵やチューブ等の設置を支援しており、造林事業により、防護柵約30kmを設置しました。

さらに、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減に向け、捕獲圧を上げ、ニホンジカの生息密度を低減させるため、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、ニホンジカの狩猟期間の延長を行いました。

加えて、林業研究所では、ニホンジカの生息密度が比較的高い集落周辺の山林や、再造林地周辺の山林をモデル地区として設定し、ニホンジカ捕獲の実証試験を実施しました。試験では、捕獲強度によるニホンジカの出現頻度や生息密度の変化を調査するとともに、効率的な捕獲方法についても検討しました。



自動撮影カメラに撮影されたニホンジカ

【基本施策１－（３）】

森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。

また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、航空レーザ測量等による正確な森林資源情報の把握と活用や森林境界の明確化を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、市町において森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税を活用した取組が円滑に実施されるよう、市町のニーズに合わせたサポートを行います。

（１）国・市町等と連携した森林管理の推進

県内４流域（北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野）の地域森林計画及び市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。

また、市町において、森林環境譲与税を活用した森林整備が円滑に進められるよう、県と市町が協働して森林づくりを進められる体制の強化を図ります。

【令和７年度の取組】

森林計画制度の円滑な運用に向けて、森林管理や施業、森林資源の賦存状況が把握できるよう、市町に提出された伐採届出書及び状況報告書を電子化し、森林クラウドに反映しました。

また、森林経営管理制度に基づき、市町が行う森林整備事業の推進を支援するため、みえ森林経営管理支援センターに、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーを配置して、市町担当者向けの研修会の開催や相談対応、巡回指導等を行いました。これらの取組の結果、令和７年度末までに、23市町で森林所有者に対する意向調査が行われ、14市町が経営管理権集積計画を作成し、このうち13市町で市町村森林経営管理事業が実施されました。



みえ森林経営管理支援センターによる支援
（市町担当者研修会）

（２）森林資源データの整備と情報提供

航空レーザ測量等のリモートセンシング技術を活用し、精度の高い森林資源情報を把握するとともに、インターネットを介して市町、林業事業体、森林所有者等と情報共有できるよう、クラウドシステムの適正な運用とネットワーク化の促進を図ります。

【令和7年度の取組】

津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、多気町、大台町、玉城町、大紀町で新たに約269km²の航空レーザ測量成果の解析を実施し、これまでに21市町3,560km²で詳細な森林資源や地形等の森林情報を整備しました。

また、市町や林業事業体が効率的な施業を実施できるよう、詳細な森林資源情報や精度の高い地形データの活用方法について、みえ森林・林業アカデミーの講座や森林クラウドに関する研修等を通じて普及を進めました。

（3）森林の公有林化等による公的管理

特定水源地域等の公益的機能の重要な森林のうち、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した森林整備の実施など、公的な管理を促進します。

県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所の計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

【令和7年度の取組】

早期に整備を行う必要があるものの、林業経営に適さず森林所有者による管理が困難な森林において、15市町で森林環境譲与税を活用し、森林所有者等と協定を結んで行う森林整備が実施されました。

また、名張市の国津県行造林において12.2ha、熊野市の大峯県行造林において13.5haの森林整備を実施しました。



協定に基づく森林整備後の森林（度会町）

（4）森林の公益的機能発揮に向けての研究

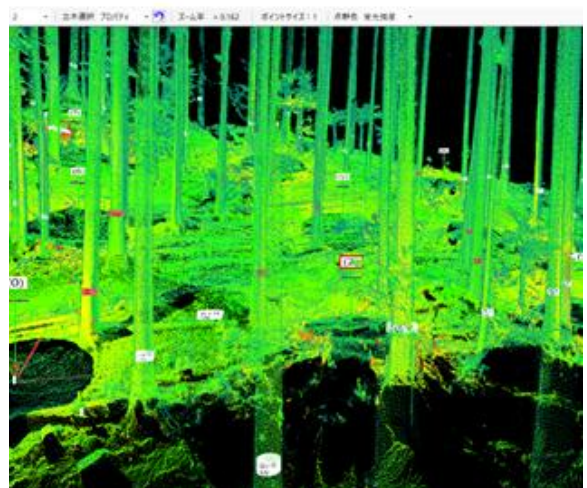
森林整備による土砂流出や流木発生の抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【令和7年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業の事業効果検証のための調査を実施しています。

令和7年度は、前年度から開始した以下の調査を継続して実施しました。

- ① 山腹部における表土流亡抑制効果を検証するための多様な条件下に設置された土砂止の効果発揮状況の調査
- ② 山腹部、溪岸部における調整伐の成長促進効果等を検証するための航空レーザ測量データを活用した目標径級への到達状況調査
- ③ 溪流部における危険木除去による長期的な流木発生抑制効果を検証するための3次元点群測量による流木発生状況の調査



3次元点群測量による流木発生状況の調査

Ⅱ 基本方針２ 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を推進し、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人材の確保・育成、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和7年度目標 (2025年度)	令和7年度実績 (2025年度)	令和16年度目標 (2034年度)
県産材素材生産量	457千 m^3	426千 m^3	612千 m^3
森林経営計画等の面積	45,440ha	47,073ha	69,290ha
林業人材育成人数(累計)	455人	473人	1,085人
製材・合板(A・B材)工場における 県産材需要量	199千 m^3	139千 m^3	282千 m^3

【令和7年度評価】

(1) 県産材素材生産量

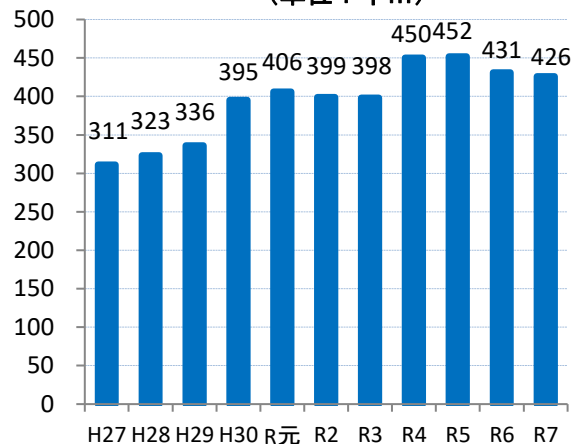
令和7年度は、利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、間伐や路網整備への支援、生産性向上に向けたスマート林業の普及、林業人材の育成を進めましたが、素材生産量は426千 m^3 となり、目標の457千 m^3 を達成することができませんでした。

木材の用途別の生産量では、建築用材となる製材用は158千 m^3 (対前年比103.9%)、合板用は96千 m^3 (対前年比106.7%)と前年度より増加した一方、製紙等向け木材チップ用は54千 m^3 (対前年比91.5%)、燃料向け木材チップ用は118千 m^3 (対前年比90.8%)となりました。

今後は、川下からのニーズの多様化や需要の増加にも的確に対応できるよう、県産材供給に携わる関係者の連携の更なる強化に取り組めます。

また、川上側では、林業生産コストを低減するため、低密度植栽の普及等により低コスト造林を推進するとともに、ICT等の技術を活用した林業作業の省力化・効率化など、林業のスマート化への支援に取り組んでいきます。

指標：県産材素材生産量
(単位：千 m^3)



（２）森林経営計画等の面積

森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する森林経営計画及び、市町村が森林の経営管理を行うために作成する森林経営管理制度による森林経営管理権集積計画等の令和７年度的面積合計は47,073haとなり、目標値である45,440haを達成しました。

森林の有する多面的機能を発揮させつつ、林業の持続的な発展を図っていくためには、森林施業の集約化による効率的な森林整備を推進していく必要があることから、引き続き市町や森林所有者等を支援し、計画面積の増加に取り組めます。

（３）林業人材育成人数

みえ森林・林業アカデミーにおいて実施したディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本３コース、林業体験講座、市町職員を対象とした市町職員講座等により、令和７年度は93人の林業人材を育成し、累計で473人となり、目標値である455人を達成しました。

今後も引き続き、新たな視点や多様な経営感覚を備えた人材を確保・育成していくため、みえ森林・林業アカデミーのカリキュラムのブラッシュアップを図るとともに、「（公社）みえ林業総合支援機構」と連携して、新規就業者の確保にも注力して取組を進めていきます。

（４）製材・合板（Ａ・Ｂ材）工場における県産材需要量

製材工場等において取り扱う原木について、外国産材・県外産材から県産材への転換を促すため、県内の建築士、素材生産事業者、製材事業者等の人的ネットワークの形成に取り組みましたが、製材・合板工場における県産材需要量は139千 m^3 となり、目標値である199千 m^3 には達しませんでした。

今後も、製材・合板工場における県産材の活用を促進するため、県産材供給に携わる関係者の連携強化に取り組むとともに、材工分離発注に対応した県産材の供給体制の強化に取り組むなど、引き続き、製材・合板工場における県産材需要量の増加に向けた取組を進めていきます。

Ⅱ 基本方針２ 林業の持続的発展

【基本施策２－（１）】

林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を持続的に発展させるため、循環型林業の実現に向けた主伐・再造林を進めるほか、施業の集約化や基盤整備、林業のスマート化等による生産性の向上、低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システム等の導入による低コスト化、大型需要等への原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

（１）森林施業の集約化の促進

森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけや、森林経営管理制度に基づく、意欲と能力のある林業経営者への再委託等により、施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。

また、森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。

【令和７年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るとともに、期間が満了する計画の更新を促進するため、林業普及指導員が主体となり、森林所有者等の計画作成を支援した結果、令和７年度末時点での森林経営計画作成面積は45,203haとなりました。

また、森林経営管理制度に基づき集積した森林の経営管理の受け皿として公表している意欲と能力のある林業経営者については、令和７年度末で合計23事業者となりました。

（２）多様な原木の安定供給体制の構築

製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに、地域の実情に応じ

た安定供給体制の構築を図ります。

また、中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離等による原木流通の効率化や低コスト化を図ります。

【令和７年度の取組】

多様な原木の安定供給に向けて、搬出間伐や搬出に必要な森林作業道の整備を支援するとともに、一貫作業システム等の低コスト造林の推進を通じて主伐を促進することにより、県内の大型合板工場や木質バイオマス発電所への原木（Ｂ材・Ｃ材）の安定供給を図りました。

（３）林業・木材産業の競争力強化とスマート化

素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道等の路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。

また、航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握を進めるほか、林業現場におけるドローンやＩＣＴ等のスマート技術の導入、低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システムの導入、施業の集約化を促進することにより循環型林業の確立をめざします。

【令和７年度の取組】

林道事業により、津市ほか11市町において、林道開設10路線15工区、法面保護や橋梁補修等の林道改良17箇所を整備を実施・支援するとともに、令和７年５月の豪雨等により被災した林道施設の復旧を支援しました。



林道開設 鶴ガ坂線（度会町）

また、造林事業等により、森林作業道51,267mを開設することで搬出コストの低減を図り、競争力強化に取り組みました。

さらに、林業のスマート化の実現に向けて、津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、多気町、大台町、玉城町、大紀町において、航空レーザ測量成果の解析を実施し、正確な森林資源情報を把握したほか、林業現場におけるスマート技術の実装を先導するコア技能者の育成に取り組みました。

加えて、スマート林業に関する技術や効果等を林業関係者間で広く普及・共有するため、「みえスマート林業推進協議会」において、ICT等の技術の活用方法や労働安全の向上等に関する部会やスマート技術に関する研修会を開催しました。

このほか、造林事業等により、低密度植栽16haや伐採と造林の一貫作業24ha、成長に優れた苗木による植栽9haを支援し、造林の省力・低コスト化を図りました。

（４）多様な収入源の創出

森林空間の活用への新しいニーズをふまえ、林業だけでなく、農業や観光業、自然体験等さまざまな業種を複合的に組み合わせた中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。

また、森林が持つCO₂吸収機能に新たな経済的価値を創出するJークレジットを推進し、森林整備のための新たな収入源の創出につなげます。

【令和7年度の取組】

県行造林で創出したJークレジットにつ

いて「美し国みえ森林」Jークレジット」として入札販売を実施し、3者に対して合計180t-CO₂を販売しました。

また、購入証明書交付式を行うなど、情報発信に努めました。



「美し国みえ森林」Jークレジット 購入証明書交付式

（５）特用林産の振興

安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。

また、きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこの等の情報提供を行います。

【令和7年度の取組】

安全・安心な県産きのこの普及を図るため、移動林業研究所等の行事を通じて「みえの安心食材表示制度」の紹介や県産きのこのPRを行いました。

また、林業研究所において、シイタケ等のきのこ類よりも子実体の発生温度が高く、夏季に低コストで生産可能な品種としてウスヒラタケを選定し、省力的な菌床作製技術の開発に加え、生産現場における栽培実証試験等に取り組みました。



三重県産ウスヒラタケ

さらに、生産資材価格の高騰によるきのこ生産者の経営への影響を緩和するため、次期生産に必要な生産資材の価格上昇額の一部を支援しました。

（６）効率的な林業生産活動のための研究

育林コストを低減させるため、スギコンテナ大苗等を利用した育林技術の確立や、低コストで実施できる獣害防護柵の設置手法等の検証に取り組みます。

また、安全で効率的な木材生産を行うための作業システムや、ドローンやＩＣＴ等の新たな技術を取り入れた林業の効率化に関する研究開発に取り組みます。

【令和７年度の取組】

林業研究所では、スギコンテナ大苗を植栽した試験地にて、ニホンジカからの食害防除効果や下刈り削減の可否について調査しています。令和７年度は、スギコンテナ大苗の植栽コスト把握のための工程調査を行うとともに、スギコンテナ大苗の通年植栽の可能性を明らかにし、伐採、再造林の一貫作業への適用の可能性を示しました。

また、苗木のドローン運搬による植栽作業の省力化技術の開発に取り組んでいます。令和７年度は、県内の植栽作業の現況を明らかにするため、人力運搬の植栽地においてコンテナ苗を用いた植栽方法等の実態調査を行いました。

【基本施策２－（２）】

森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うために、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組みます。



また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくり、地域の実態に応じた異業種企業との連携や外国人材の活用による多様な労働力の確保を進めます。

（１）林業の担い手の育成・確保

林業の新規就業者を確保するため、県内高校生及び首都圏等の林業就業希望者に対して、就業・移住等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。

また、みえ森林・林業アカデミーを中心に林業人材の育成を図るとともに、「（公社）みえ林業総合支援機構」とも連携し、新規就業者の確保に努めます。

【令和７年度の取組】

林業の新規就業者の確保を図るため、首都圏等での就業相談対応や、就業希望者を対象とした体験研修、インターンシップ、高校生への林業職場体験研修等を実施（延べ202人）したほか、林業事業体の就業条件等の情報を発信し、その結果３人の新規就業につながりました。

＜新規林業就業者数の推移＞

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人数	37	31	36	28	34	22	27

また、みえ森林・林業アカデミーにおいて、各種講座を開催したところ、ディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本３コースに、

県内外から新たに29名が参加したほか、受講生のニーズに応じたより専門性の高い各種技術を習得する選択講座に、延べ186名の参加がありました。

（２）地域を担う多様な人づくり

林業は中山間地域の仕事の間を創出し、定住を促進するなど、地域活性化に欠かすことができない産業であることをふまえ、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。

また、障がい者が多様な担い手として活躍できるよう、林業と福祉をつなぐコーディネーターの活動への支援等を通じ、苗木生産や木工分野等における福祉事業所との連携の促進を図ります。

さらに、異業種との連携や外国人材の受け入れに向けた環境整備を進めます。

【令和7年度の取組】

みえ森林・林業アカデミーのディレクター育成コースにおいて、1年目の受講生9名が森林・林業・木材産業の先進事例をはじめ、経営や安全、環境、地域経済の活性化等の幅広い分野について学びました。一方、2年目を迎えた受講生10名は、地域や組織の課題解決、新たなビジネス創出の仕組みづくり等のプロジェクトの企画に取り組みました。

また、林業事業体における障がい者の施設外就労等による就労機会のさらなる拡大に向け、林業と福祉をつなぐコーディネーターを新たに3名育成し、累計で13名となりました。コーディネーターによる林業と福祉とのマッチング活動により、福祉事業者における木工製品の磨き上げ作業など、6件のマッチングにつながりました。

さらに、異業種との連携促進に向けた情報発信や、外国人材を受け入れるための体制整備に向けたセミナーを開催しました。

（３）林業事業体の育成と経営力の向上

地域林業の中核的な役割を担う林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。

す。

また、森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や、みえ森林・林業アカデミー等による人材育成を通じて、事業体の育成・確保を図ります。

【令和7年度の取組】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき事業主が策定する、労働環境の改善や事業の合理化等を図るための「改善計画」について認定を行い、令和7年度末時点で51の事業体が知事による改善計画の認定を受けています。

みえ森林・林業アカデミーにおいては基本3コースそれぞれに応じた経営に関する科目を備えており、特に管理者等を育成するマネージャー育成コースにおいては31時間の経営科目の講座を実施しました。

【基本施策2－（３）】

県産材の利用の促進

県産材の利用は、「森林資源の循環利用」とおした森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅・非住宅建築物をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、合板・製材における県産材利用を進めるほか、県産材の信頼性の向上、木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築等を進めます。

（１）県産材の需要拡大

県産無垢材の表面品質の高さや、尾鷲ヒノキをはじめとする県内の優良材やFSC等の森林認証材等の魅力をアピールし、付加価値の高い製品の販売展開を促進します。

また、木材の輸出を促進するため、アジア圏におけるニーズの的確な把握や、輸出用原木や製品の安定供給に向けた取組を促進します。

さらに、県内合板工場から生産される合板をはじめとする県産材の利用促進に向け、公共工事における利用や内装材への活用等を推進します。

【令和7年度の取組】

首都圏等において付加価値の高い県産材の販路拡大を図るため、首都圏の自治体や民間団体からの情報収集を行うとともに、木材関係団体と連携して、建築・建材関係の展示会等に出展（2回）し、県産材のPRを行いました。



「三重の木」等県産材等のPR
(ジャパンホーム&ビルディングショー2025:東京ビッグサイト)

さらに、県産材の新たな輸出先の開拓のため、ベトナムにおいて、現地の家具工場、建材工場、建築会社等を対象としたワークショップや懇談会を開催しました。

加えて、県の公共土木工事においても県産材利用を進め、治山、林道工事で815㎡の県産材を使用しました。

（2）信頼される県産材の供給の促進

木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJAS材の普及による県産材の品質向上に努めます。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の改正等をふまえ、県産材の合法性がより一層確保されるよう、関係事業者への情報発信を進めるとともに、製材品を必要な時に必要な量を納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外材・県外産材から県産材への転換に向けた取組を促進します。

【令和7年度の取組】

品質・規格が明確な「三重の木」認証材等、良質な県産材の普及を促進するため、建築

関係者や木材関係者が集まるイベント等において、県内の木材製品の紹介を行いました。

また、JAS認証を維持するためには資格者の配置が必要となることから、「（一社）全国木材検査・研究協会（全木検）」が実施する品質管理や等級の格付けに関する研修の受講費用を助成する制度を創設しました。

（3）住宅建設における木材利用の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。

また、今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。

【令和7年度の取組】

住宅等における「三重の木」等の需要拡大を図るため、工務店、建築設計士が連携し、消費者に対して県産材を使用する意義等をPRするイベントを5回行いました。

また、県産材のサプライチェーン構築に向け、素材生産業者や製材業者の連携の可能性について、県内各地の関係事業者と意見交換を行いました。

（4）中・大規模施設等の木材利用の推進

CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。

また、中大規模建築物や非住宅建築物において、木造・木質化の相談や積極的な県産材利用の提案ができる建築士の養成を進めます。

【令和7年度の取組】

非住宅建築物における県産材需要を獲得するとともに、県内設計士の木造設計に関

する技術力向上を図るため、県産材を利用した民間の木造非住宅建築物に対し、「木造非住宅設計支援事業」による設計支援を5件、「みえの木づかい×ゼロカーボン推進事業」による構造用製材の購入支援を1件行いました。

また、木造・木質化に向けた相談窓口を設置し、4件の相談対応を行うなど、県内の公共建築物等における県産材の利用拡大に取り組みました。

公共建築物等における県産材の利用実績は、青山高原休憩所（伊賀市）や紀宝警察署市木警察官駐在所（御浜町）等、県が整備した24施設において40.5m³、大台町B＆G海洋センター屋外トイレ（大台町）や松阪市総合運動公園東屋（松阪市）等、市町等が整備した25施設において12.0m³となりました。



青山高原休憩所（伊賀市）



伊勢市上下水道部庁舎（伊勢市）

加えて、建築士、木材産業及び建築施工事業者等、県・市町の営繕担当者等を対象として「木造建築設計セミナー」を開催しました。このセミナーは、中大規模建築物や非住宅建築物における木造・木質化の提案や設計ができる建築士を育成すること、ワーク

ショップや森林見学を通じて森林の働きや林業を知ってもらうことを目的として開催したもので、延べ97名が参加しました。

（５）持続可能な木質バイオマス利用の推進

県内における木質バイオマス発電や熱利用など、エネルギー利用に必要となるＣ材の安定供給体制の構築を進めます。

また、全木集材等の効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進め、地域における自伐林家の活動を通じた木質バイオマスの地産地消の取組を促進します。

【令和７年度の取組】

県内では、未利用間伐材を燃料とする木質バイオマス発電所が５基稼働しており、木質バイオマスのエネルギー利用を進めています。

また、未利用の間伐材等を木質燃料等として有効活用するため、市町や森林組合、ＮＰＯ等と連携して「木の駅プロジェクト」の取組を推進しました。

その結果、県内７地域の「木の駅プロジェクト」から、約1,695tの木材が出荷されました。

（６）新製品・新用途の研究・開発の促進

県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組めます。

また、県内の林業事業体や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。

【令和７年度の取組】

林業研究所では、近年、市場流通が増えているスギ大径材（丸太径 36cm 以上、材長 4 m）の有効活用の一つとして、板材としての活用に関する研究に取り組んでいます。令和７年度は、大径材から幅広（185mm）で厚め（35mm）のスギ板材を採材し、無節等の見た目のきれいなものは内装用、節等が多いものはＣＬＴ等の部材（ラミナ）用とし

て、有効活用できないか検討を行いました。

木取り位置（外周部・中間部・中心部）別に区分し、見た目（節、材色、割れ等）の品質調査を行うとともに、天然乾燥と人工乾燥による乾燥特性を調査しました。また、乾燥後は曲げ強度試験を実施し、板材の曲げ強度特性を調査しました。これらの結果より、見た目の品質や乾燥特性、強度特性には、板材の木取り位置が大きく関与していることが分かりました。



天然乾燥中のスギ板材

Ⅲ 基本方針３ 森林文化及び森林教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	令和7年度目標 (2025年度)	令和7年度実績 (2025年度)	令和16年度目標 (2034年度)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,228千人	1,295千人	1,401千人
森林教育に取り組む小学校数	139校	154校	230校

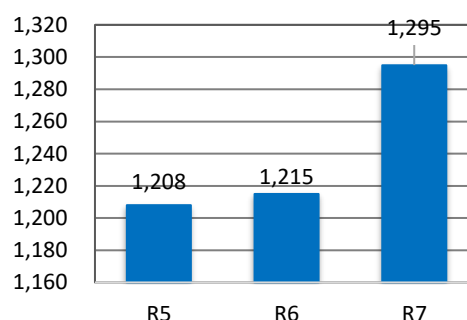
【令和7年度評価】

(1) 森林文化・自然体験施設等の利用者数

「三重県民の森」や「三重県上野森林公園」、「大杉谷登山歩道」、「東海・近畿自然歩道」等の、森林文化・自然体験施設等の利用者数は、前年度から8千人増加して1,295千人となり、目標値である1,228千人を達成しました。

今後も、森林文化及び森林教育の振興を図るため、安全で利用しやすい施設整備や、充実した森林教育プログラムの提供等に取り組み、森林や自然環境の大切さを学べる環境づくりを進めます。

指標：森林文化・自然体験施設等の利用者数(単位:千人)



(2) 森林教育に取り組む小学校数

森林教育副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」や「みえ森林ワークブック」等を活用して森林教育に取り組んだ小学校数は、全小学校343校中154校となり、目標値である139校を達成しました。

今後も、より多くの小学校が森林教育に取り組めるよう、教育現場からの意見を把握し、森林教育に関わる体制整備や各冊子内容のブラッシュアップに取り組み、小学校における森林教育の推進に努めます。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林教育の振興

【基本施策3－(1)】

森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組など、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 森林の文化的価値の保全及び活用

県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。

また、森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていることなど、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。

【令和7年度の取組】

みえ森と緑の県民税を活用して、小中学生を対象とした「こども森の写真教室」を開催しました。

また、「第12回みえの森フォトコンテスト」を開催し、子ども達から応募のあった370作品から28点（小学生以下の部・中学生以上の部それぞれで、最優秀賞1点、優秀賞3点、入選10点）を入選作品として表彰し、公共施設やショッピングセンター等、県内各地で展示を行いました。

(2) 森林文化の体験と交流の促進

三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツーリズムの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。

また、都市住民と山村地域の交流の促進や森林文化の体験機会を創出するため、森林を含めた自然を体験できる、森林公園や長距離自然歩道等の自然体験施設の適切な

管理に努めます。

【令和7年度の取組】

関係市町や「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」と連携のもと、インバウンド受け入れを見据えた「アクセシブル講習会」を実施するなど、多様な旅行者を温かく迎えるための受入体制強化と活動支援に努めました。

また、自然公園内の園地や自然歩道において、自然とふれあうイベントや体験ツアーを30回開催しました。



自然体験ツアーの開催（南伊勢町）

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用していくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

【令和7年度の取組】

自然環境保全団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するための制度を推進し、令和7年度末時点で、里山の管理作業等の活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」の認定団体数は44団体となりました。

また、里山林の保全管理や森林資源の活用を行う活動団体を支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用して、5団体が合計5.4haの森林整備や竹林整備を実施しました。

さらに、暮らしに身近な森林づくりを推進するため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、四日市市等8市町で里山や竹林の整備が行われました。

（４）森林文化の継承

伊勢神宮や熊野古道など、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。

また、木を活用する伝統産業など「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成及び安定供給の取組を促進します。

【令和7年度の取組】

「(公社)三重県緑化推進協会」による緑地等適正管理事業として、「日本樹木医会三重県支部」の協力を得て、市町等の要請に応じ、紀宝町のイチイガシなど、11市町(19箇所)で、巨樹・古木や学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。



緑地等適正管理事業（久居農林高校 ケヤキ）

【基本施策3－（２）】

森林教育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽にふれあえる環境の整備や学習機会の提供、森林教育等の指導者の育成等を行います。

（１）森林教育に関わる「人づくり」

県民の皆さんの森林の公益的機能や森林教育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。

また、豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林教育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップの取組や、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

【令和7年度の取組】

「みえ森づくりサポートセンター」において、森林教育や森づくり活動に関する相談対応、森林教育活動のコーディネート、県内の小学校等10箇所で、森林教育の活動支援(森林教育出前授業)を行うとともに、森林教育の指導者を育成するための講座(学校教職員森林環境教育講座や森のせいせい養成講座)等を10回開催しました。

（２）森林教育に関わる「場づくり」

県民の皆さんが気軽に森林・林業や木材にふれ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して、「みえ森林教育ステーション」をはじめとする森林教育の場の設置や確保を進めます。

また、森林教育を受ける機会を増やすため、森林公園等を活用した体験活動の充実や学校教育や保育現場における森林教育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した自然保育の取組の拡大に努めます。

【令和7年度の取組】

森林や木、木材の魅力に触れ、森林教育に気軽にアクセスできる施設として、桑名市ほか6市に所在する子育て支援センターや民間施設等8施設を「みえ森林教育ステーション」に認定しました。



みえ森林教育ステーション（津市）

また、「三重県民の森」及び「三重県上野森林公園」では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れ等を進めるとともに、「三重県民の森」及び「三重県上野森林公園」それぞれで103回、計206回の自然観察会等を開催したほか、各種研修会等に活用されました。

さらに、市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、四日市市等14市町が教育文化施設等に木製備品を導入するなど、森と人をつなぐ学びの場づくりに取り組まれました。

（３）森林教育に関わる「仕組みづくり」

学校における森林教育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関や、地域の森林教育指導者とのコーディネートを進めるとともに、授業に取り入れやすい森林教育プログラムを作成するなど、段階的な教育をサポートする取組を進めます。

また、森林教育を通じて、将来の中山間地域の担い手となる人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図るとともに、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築を進めます。

【令和７年度の取組】

これまで取り組んできた森林環境教育や木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにして

いくため、令和２年10月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、教育・保育関係者をはじめ、参加者の皆さんが交流を図り、身近な木・森・自然から学び地域の人・文化をつなぐ森林教育について考え話し合う場とすることを目的に「第４回みえ森林教育シンポジウム」を開催しました。



第４回みえ森林教育シンポジウム
（ワークショップ（幼児教育・保育セッション））

また、「みえ森林教育ビジョン」の実現に向けた取組がさらに促進するよう「みえ森林教育プログラム」の内容を充実させた第２版を発行し、県内全ての小中学校に配付しました。

市町においては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、津市等19市町で、幼児・児童・生徒を対象とした森林教育が実施されました。

Ⅳ 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民の森林を育む意識の醸成や森林づくり活動への参画を推進します。

【数値目標の達成状況】

指標	令和7年度目標 (2025年度)	令和7年度実績 (2025年度)	令和16年度 (2034年度)
三重の森づくり運動参加者数	17,000人	15,975人	19,000人
木づかい宣言事業者数(累計)	60者	62者	120者

【令和7年度評価】

(1) 三重の森づくり運動参加者数

企業の森や県民参加の植樹祭等の活動のほか、ポスターコンクールや森林フェスタ等の森林づくりへの意識を醸成するイベント等への延べ参加者数を取りまとめたものである「三重の森づくり運動参加者数」は15,975人となり、目標値の17,000人には達しませんでした。

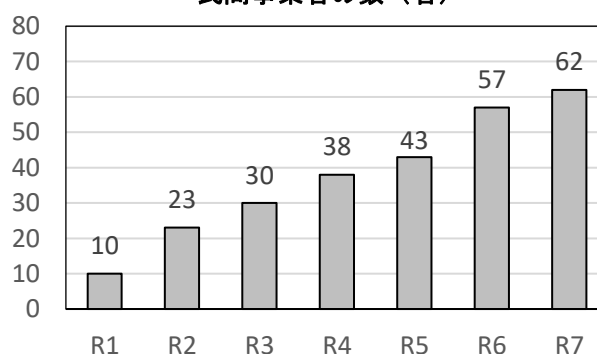
今後も、森林づくりを社会全体で支えていくため、多様な主体の参画を促進し、県民をはじめ企業や森林ボランティア等への情報提供・技術支援を行うとともに、企業、NPO、教育機関、行政等によって新たに発足した「三重の森づくりネットワーク」を中心に「三重の森づくり運動」を展開し、県民の森林づくりに対する意識の醸成に取り組めます。

(2) 木づかい宣言事業者数

建設会社や工場等さまざまな事業者働きかけを行ったところ、新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数が5者増加して62者となり、目標値の60者を達成しました。

今後も、民間事業者による県産材の積極的な利用を通じて、県内全域に「木づかい」を広げていきます。

指標：新たに木づかいに取り組む
民間事業者の数(者)



IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

【基本施策4－(1)】

県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

県民の皆さんの三重の森林づくりに対する理解を深め、森林づくり活動への参画につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境の整備や体制の構築を進めます。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成

森づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。

また、NPO、企業、教育機関、行政等の関係者による森林づくりのネットワークを構築し、多様な主体による植樹等の森林づくり活動を促進します。

【令和7年度の取組】

森林づくりを社会全体で支えていくため、大台町及び菰野町において、新たに2件の「企業の森」の協定が締結され、企業による森林整備が進められました。

また、「みえ森づくりサポートセンター」において、森づくり活動団体支援講座を3回開催するとともに、森づくり活動団体等からの4件の相談に対応しました。

<「企業の森」の実績（令和8年3月末時点）>

開始年度	企業名(活動地)	面積(ha)
平成18	シャープ(株)三重工場(多気町)	2.17
平成19	損害保険ジャパン日本興亜(株)(津市)	0.41
平成20	(株)百五銀行(津市)	0.54
平成21	エレコム(株)(尾鷲市)、三菱重工サーマルシステムズ(株)(紀北町)	18.70
平成22	住友理工(株)(松阪市)、清水建設(株)(松阪市)、NTN(株)桑名製作所(桑名市)、NTT西日本(株)三重支店(津市)	14.29
平成23	エレコム(株)(志摩市)	8.15
平成26	味の素AGF(株)(亀山市)、TOYO TIRE(株)桑名工場(東員町)	21.65
平成28	東邦ガス(株)(大台町)	0.62
平成29	トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)コメダ(菰野町)、井村屋グループ(株)(津市)、(株)ホンダロジスティクス(菰野町)	46.60
平成30	(株)百五銀行(多気町)、(株)エイチワン(亀山市)	4.60
令和元	(株)宇城組(御浜町)、北越コーポレーション(株)紀州工場(紀宝町)	13.64
令和2	横浜ゴム(株)(度会町)	2.66
令和3	(株)鈴鹿(菰野町)	4.50
令和4	(株)ダイダン(菰野町)、(公財)ニッセイ緑の財団(津市)	6.96
令和5	本田技研工業(株)(菰野町)、ティ・エス・テック(株)鈴鹿工場(菰野町)、読売リサイクルネットワーク(多気町)オムロンヘルスケア(株)(松阪市)	8.86
令和6	(株)トーエネック(津市)、住鋳潤滑剤(株)(いなべ市)	148.72
令和7	三重トヨペット(株)(大台町)、新報国マテリアル(株)(菰野町)	1.53
計	33箇所	304.6
活動終了	(株)百五銀行(津市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、プリマハム(株)(伊賀市)、全労済三重県本部(津市)、ネットトヨタ三重(株)(松阪市)、シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市)、(株)LIXIL(伊賀市)、三重中央開発(株)(伊賀市)、北越紀州製紙(株)紀州工場(熊野市)、四日市西ライオンズクラブ(菰野町)、住宅情報館(株)(松阪市)、JAバンク三重(津市、名張市)、中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菰野町)、津商工会議所(津市)、(株)百五銀行(津市)、横浜ゴム(株)三重工場(大紀町)、(株)第三銀行(松阪市)、(株)東芝(四日市市)、ティ・エス・テック(株)鈴鹿工場(桑名市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)、JAバンク三重(津市)、(一財)セブン-イレブン記念財団(津市)、(株)エイチワン(亀山市)、北越紀州製紙(株)紀州工場(紀宝町)、楽天(株)(菰野町)、JAバンク三重(大台町)、本田技研工業(株)(亀山市)、JAバンク三重(菰野町)、(公財)イオン環境財団(松阪市)、JAバンク三重(大紀町)、(株)NTTドコモ東海支社(菰野町)	34箇所

さらに、企業、NPO、関係団体、行政等が一丸となって「三重の森づくり運動」に取り組むことを目的に令和6年度に発足した「三重の森づくりネットワーク」において、2回の交流会を開催し、森林づくりや全国植樹祭の令和13年招致に向けた取組等について意見交換を行いました。令和7年度末において、ネットワーク会員数は、78団体となりました。

（２）緑化活動の促進

県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

【令和7年度の取組】

「（公社）三重県緑化推進協会」と連携して、「緑の募金」街頭キャンペーンを実施したほか、新聞や県広報等を活用し、緑化意識の啓発を図りました。

また、児童・生徒の緑化意識の醸成に向け、「（公社）三重県緑化推進協会」との共催で、「令和7年度みえの森づくりポスターコンクール（国土緑化運動・育樹運動ポスター原画募集）」を開催しました。コンクールには、県内の小中学校・高校50校から合計257点の応募があり、この中から特選・準特選に選定した6作品を、「（公社）国土緑化推進機構」が開催する全国コンクールに県代表として提出しました。

さらに、三重トヨペット株式会社の「第50回ふれあいグリーンキャンペーン」を活用し、志摩市や県内の小中学校、三重県伊賀庁舎等へサクラやサツキ等の苗木を合計393本配付しました。

（３）三重のもりづくり月間の取組

森林づくりや木づかいの意義を県民で共有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。

【令和7年度の取組】

令和7年10月12日（日曜日）、尾鷲市の三

重県立熊野古道センターにおいて、「みえ森林フェスタ2025尾鷲」を開催しました。台風接近に伴うあいにくの雨模様の中での開催となりましたが800名の方が来場されました。

来場者の皆さんには、さまざまなステージイベントや「ミエトイキャラバン」等の各種ブースを楽しんでいただき、森林や木への関心を深めていただきました。



みえ森林フェスタ2025尾鷲（三重県立熊野古道センター）

【基本施策4－（２）】

木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

（１）暮らしの中での木づかいの促進

家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めます。

また、魅力的な県産木製品を表彰するコンクールの実施やみえ森林教育ステーションの整備等により、日常生活において県産木製品が選ばれる環境の整備を進めます。

【令和7年度の取組】

県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具「ミエトイ」を体験できる場として、

県内のイベント等に出展する「ミエトイ・キャラバン」を7回開催しました。

また、日常生活や事業活動で利用できる魅力的な木製品を表彰しPRする「みえの木製品コンテスト2025」を開催するとともに、これまでのコンテスト受賞作品を三重県「木づかい宣言」登録事業者の事務所や店舗等で展示し、広く県民に向けてPRを行いました。



みえの木製品コンテスト2025表彰式

さらに、「(一社)三重県建築士会」、「(一社)三重県建築士事務所協会」、「(一社)三重県建設業協会」、「三重県木材協同組合連合会」とともに「みえの木建築コンクール実行委員会」を構成して、県産材を目に見える形で活用した魅力的な建築物に関わった方々を表彰する「みえの木建築コンクール」を開催し、県産材の使用事例のPRに取り組みました。

(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。

また、木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携して、木づかいや県産材利用に係る積極的な情報発信を行います。

【令和7年度の取組】

民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する「三重県『木づかい宣言』事業者登録制度」を推進した結果、新たに5事業者を登録し、令和7年度末時点の登録者数は62事業者となりました。

<三重県「木づかい宣言」登録事業者一覧>

番号	登録日	事業者名
1	H30.11.8	ネットヨタ三重株式会社
2	R1.5.13	磯部わたかの温泉 風待ちの湯 福寿荘
3	R1.8.2	有限会社大村建設
4	R1.11.20	株式会社ブルック
5	R1.11.20	伊勢茶 mirume
6	R1.12.23	参代 きく水
7	R1.12.24	鳥羽国際ホテル
8	R1.12.24	NEMU RESORT
9	R1.12.27	井村屋株式会社
10	R2.3.23	志摩クリエイターズオフィス
11	R2.4.8	三重テレビ放送株式会社
12	R2.4.22	マエダ社労士事務所
13	R2.4.23	ホンダモビリティランド株式会社 鈴鹿サーキット
14	R2.7.13	まるてん有限会社 かつおの天ぱく
15	R2.7.19	一般社団法人 志摩市観光協会
16	R2.8.27	松坂城 月見やぐら&a
17	R2.9.7	KANPAI ISESHIMA
18	R2.9.18	三重トヨペット株式会社
19	R2.10.1	株式会社ライフ・テクノサービス
20	R2.10.30	株式会社コメダ
21	R2.11.5	株式会社宮忠
22	R2.11.13	ミニストップ 松阪松ヶ崎駅前店
23	R2.12.1	株式会社近鉄・都ホテルズ 志摩観光ホテル
24	R3.9.15	お菓子のじかん RUCIEN
25	R3.9.16	味の素株式会社 東海事業所
26	R3.9.17	ヴィゾンホテルマネジメント株式会社
27	R3.11.1	株式会社カーゾック kiond
28	R4.1.13	トヨタカロラ三重株式会社
29	R4.1.27	清水清三郎商店株式会社
30	R4.3.18	新割烹 柚子
31	R4.4.1	レストラン カルティバート
32	R4.5.16	鳥羽ビューホテル 花真珠
33	R4.5.25	水族館 伊勢シーパラダイス

34	R4.7.1	オムロンヘルスケア株式会社 松阪事業所
35	R4.8.8	有限会社みよしや
36	R4.8.8	LIBAL伊勢株式会社 リラクゼーションジラク
37	R5.3.7	株式会社御福餅本家
38	R5.3.16	金川珈琲
39	R5.7.5	一般社団法人 つちからみのれ
40	R5.8.22	株式会社三十三銀行
41	R5.9.1	Hotel 津 Center Palace
42	R5.9.1	HOTEL GLOBAL VIEW 津
43	R6.2.21	株式会社トーエー
44	R6.4.5	辻製油株式会社
45	R6.5.10	トヨタ車体株式会社 いなべ工場
46	R6.5.14	株式会社竹島建設
47	R6.5.17	BUD PALMS
48	R6.5.30	株式会社セントラルリフォーム
49	R6.9.26	日本生命保険相互会社 津支社
50	R6.10.7	三交不動産株式会社
51	R6.10.17	池田建設株式会社
52	R6.11.1	富士電設株式会社 セントラルウインドアカデミー
53	R6.11.18	イオンモール株式会社 イオンモール津南
54	R6.11.18	イオンモール株式会社 イオンモール東員
55	R6.11.18	イオンモール株式会社 イオンモール鈴鹿
56	R6.11.18	美杉鋳金
57	R6.11.20	光輝建設株式会社
58	R7.5.30	紀北信用金庫
59	R7.6.5	岡三証券株式会社 伊勢支店
60	R7.9.19	四日市諏訪商店街振興組合
61	R7.11.20	医療法人社団 高見内科
62	R8.3.6	Grand Mercure Ise-shima Resort & Spa



三重県「木づかい宣言」登録書授与式

V 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題や社会情勢の変化等に対応するため、計画期間前半の5年間において、各基本方針の横断的かつ重点的に実施すべき取組を「重点プロジェクト」と位置づけて、4つの新たな「重点プロジェクト」に注力して取り組むこととします。

1 「新しい林業」推進プロジェクト

【成果指標 「新しい林業」に取り組む事業体数】

令和11年度目標 (2029年度)	令和7年度実績 (2025年度)
34事業体	23事業体

※「新しい林業」に取り組む事業体数とは、ICT等のスマート技術の導入や低コスト造林に取り組む林業事業体の数をいいます。

【プロジェクトの概要】

県内の森林は、利用期を迎えた50年生を超える民有林人工林が約8割を占め、森林資源が充実しており、主伐・再造林を促進していく必要がある一方で、主伐による木材販売収入に対して、再造林や保育等に要する経費が高くなっていることが要因となり、主伐・再造林が進んでいない状況です。

このため、林業現場におけるスマート技術や低コスト造林技術の導入に対して支援するとともに、林業生産の基盤となる林道・林業専用道・森林作業道等の路網の効果的な整備を促進し、林業生産コストの低減を図り、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換していく「新しい林業」を推進します。

【令和7年度の取組と今後の方向性】

ICT等の技術に精通し、スマート林業の導入について先導的な役割を果たす技能者について、「みえスマート林業推進協議会」における研修等を通じて育成するとともに、造林作業の効率化を図る一貫作業システムや低密度植栽、コンテナ苗等を導入する事業体に対して支援を行いました。こ

の結果、令和7年度末における「新しい林業」に取り組む事業体数は、23事業体となりました。

今後も、これらの取組を継続的に実施することにより「新たな林業」を推進し、持続可能な循環型林業の確立を図っていきます。

2 林業の担い手確保・育成プロジェクト

【成果指標 新たに林業に従事する多様な労働者数】

令和11年度目標 (2029年度)	令和7年度実績 (2025年度)
300人	78人

※新たに林業に従事する多様な労働者数とは、新規就業者に加え、異業種や県外の林業事業体等も含めた県内で林業作業に従事した者の数をいいます。

【プロジェクトの概要】

本県における林業就業者数は、長期的に減少傾向となっており、昭和55年の3,912人から令和2年には930人と、4分の1以下にまで減少しています。

一方で、森林の多面的機能を持続的に発揮していくためには、主伐・再造林や森林環境譲与税を活用した森林整備をより一層促進していくことが必要ですが、これに対応できる林業労働者が不足しています。

このため、一貫した林業人材の確保・育成や活動支援を行える体制を構築するとともに、異業種や外国人材等多様な労働力も含め、増大する主伐や再造林、保育等に対応できる林業労働力の確保を図ります。

【令和7年度の取組と今後の方向性】

「(公社) みえ林業総合支援機構」と連携して、就業ガイダンスや林業体験ツアー等を開催し、新規就業者の確保に取り組みました。また、林業事業体が、新規就業者を確保するために行ったホームページの開設等に対して支援を行うとともに、林業事業体と異業種団体との連携の働きかけを行いました。この結果、新たに林業に従事する多

様な労働者数は78人となりました。

今後も、これらの取組を継続的に実施することにより多様な林業労働力の確保を図り、増大する森林整備に対応できる体制の構築を進めます。

3 みえの木づかい推進プロジェクト

【成果指標 木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量（累計）】

令和11年度目標 （2029年度）	令和7年度実績 （2025年度）
600t-CO ₂	152t-CO ₂

※木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量とは、木づかい宣言事業者等の建築物等における木材利用によるCO₂固定量として県が認証した量をいいます。

【プロジェクトの概要】

住宅をはじめとする建築物全般の着工数が減少傾向にある中、木材需要の拡大に向けては、公共建築物のみならず、民間の非住宅建築物における木材利用を促進していく必要があります。

また、炭素を長期的に固定することに加え、材料製造時のCO₂の排出が少ない木材の特性とカーボンニュートラルの結びつきについて、設計士や工務店、製材事業者等と連携し、県民や事業者等へのPRや普及に取り組み、木材利用に対する理解の促進を図ることが重要です。

このため、木材を利用することがカーボンニュートラルの実現と密接につながることに理解を深めることにより、非住宅建築物の木造化・木質化、日常生活や事業活動での木製品の使用を促すため、木づかい宣言事業者等の建築物等における木材利用によるCO₂固定量を認証することで、県民や事業者に対し、木材利用の効果や意義等を普及します。

【令和7年度の取組と今後の方向性】

三重県産の木材を使用した住宅や事業所・店舗、公共施設等の木造建築物及びその内外装や付属する備品、家具等の木材製品等のCO₂固定量を認証する「三重県木材

CO₂固定量認証制度」により、自動車学校の校舎3棟におけるCO₂固定量の計152t-CO₂を認証しました。

今後も木づかい宣言事業者等が整備した木造建築物や木材製品等のCO₂固定量を認証し、木材が固定しているCO₂量を見える化することで、県民や事業者に対して木材利用の効果や意義を普及していきます。

4 みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

【成果指標 三重の森づくりネットワーク会員数】

令和11年度目標 （2029年度）	令和7年度実績 （2025年度）
100団体	78団体

※三重の森づくりネットワーク会員数とは、三重の森づくりネットワークに参加する企業・NPO・教育機関・行政等の団体数をいいます。

【プロジェクトの概要】

県民全体で森林を支える社会づくりの実現に向けた気運を高める絶好の機会となる、全国植樹祭の令和13年招致に向けて、これまで以上に県民や企業等における森林づくりへの意識の醸成を進めるとともに、さまざまな主体による森づくり活動が展開されるよう、森づくり活動に関わる関係者の連携や、学校教育現場を中心とした子どもたちへの森林教育に取り組んでいく必要があります。

このため、みどりの少年隊をはじめとする森づくり活動団体やNPO、企業、教育機関、行政等で構成する「三重の森づくりネットワーク」を通じて関係者が連携し三重の森づくり運動を展開できる体制を構築するとともに、森林フェスタの開催や「みえ森林教育ステーション」の整備を進め、森林とふれあえる場や機会を創出します。

【令和7年度の取組と今後の方向性】

「三重の森づくりネットワーク」では、会員が取り組む森づくり活動について、メールマガジン等により情報共有を行うほか、

会員交流会の開催を通じて会員間の相互交流や森づくり活動のブラッシュアップに取り組んでいます。

令和7年6月には、森づくりに関するノウハウの蓄積や会員間の交流促進に向けて、伊賀市の「里山かがく学院」において、交流会を開催し、会員間において森づくり活動の課題等について共有するとともに、活発な意見交換が行われました。

また、令和8年3月には、全国植樹祭の令和13年招致に向けた取組について、会員間で意見交換を行いました。

今後も引き続き、会員間の連携を強化しながら、県内における森づくり活動の促進を図るとともに、「三重の森づくりネットワーク」のさらなる拡大に努めます。

參考資料

I 三重の森林づくり条例

平成十七年十月二十一日
三重県条例第八十三号

改正 令和三年三月二十三日
三重県条例第二十六号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物を育み、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定

め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返し生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するとこ

ろであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（県の責務）

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。
- 3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

（森林所有者等の責務）

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

- 2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県と市町との協働）

第十条の二 県は、市町が三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）その他の森林及び林業に関する施策に係る法令の規定に基づく責務等を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

- 2 県は、市町が実施する三重のもりづくりに関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（基本計画）

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（森林の整備及び保全）

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（効果的かつ効率的な森林づくり）

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（林業及び木材産業等の健全な発展）

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性に鑑み、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（担い手の育成及び確保）

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県産材の利用の促進）

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進、県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保、事業者と連携した県産材の新用途の開拓その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産

材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林文化の振興）

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林教育の振興）

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民、森林に関する団体等の活動への支援）

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（三重のもりづくり月間）

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（財政上の措置）

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。
- 3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（三重県民の森条例の一部改正）

- 2 三重県民の森条例（昭和五十五年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（三重県上野森林公園条例の一部改正）

- 3 三重県上野森林公園条例（平成十年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

Ⅱ 用語説明

ア 行

●ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われている「IT (Information Technology)」とほぼ同義語だが、IT の概念をさらに一歩進め、IT = 情報技術に通信コミュニケーション（ネットワーク通信による情報・知識の共有）の重要性を加味した言葉。

●新しい林業

従来の施業方法等を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする林業のこと。

●一貫作業

伐採と連続して地拵えを行った後、植栽を行う作業システムのこと。伐採時に使用した機械を使うなどして地拵えから苗木の運搬、植栽までの工程を省力化することで、全体としての育林作業コストの縮減が可能となる。

●意欲と能力のある林業経営者

森林経営管理法第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望し、県の公募に応募した民間事業者のうち、法第36条第2項に規定する要件に適合する者のこと。

●A材・B材・C材

A材は、建築用途の製材品の原料となる原木、B材は、合板等の原料となる原木、C材は、チップ等の原料となる原木のこと。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、適切な管理に基づく資源の保護・保全につながっていくことをめざす考え方。

●SDGs

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。持続可能な環境や社会を実現するために先進国、開発途上国を含む全ての国が取り組むべき開発目標として、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。持続可能な森林経営は重要な課題の一つとされ、森林は、同サミットで採択された17のSDGsの多くに関連している。

●NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

●エリートツリー

成長や材質等の形質が特に優れたものとして選抜された精英樹の中から、優良なもの同士を人工交配等によりかけ合わせて育苗し、その中から、さらに優れた個体を選抜・検定したもの。上長成長や肥大成長が旺盛で、施業の効率化と育林コストの削減が可能になると期待されている。

カ 行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言。

●階層構造

発達した森林で見られる、高木層、亜高木層、低木層、草本層、地表層（コケ層）、地中層といった垂直的な層構造のこと。

●架線集材

空中にワイヤーロープを張り、集材機を使って、伐り出した木を集積場まで安全に吊るして運ぶ方法。

●カスケード利用

木材を建築用材や合板などのマテリアル利用から、木質バイオマス燃料用チップや薪などのサーマル利用に至るまで多段階に利用すること。

●環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林。

●間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。

伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

●企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

●木の駅プロジェクト

林家等が自ら間伐等を行って、軽トラック等で木材集積所（木の駅）まで運び出した木材を地域通貨等でチップ原料や木質バイオマス燃料等として買い取る仕組み。森林整備と同時に、地域経済の活性化にもつながる点で注目されている。

●県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

●建築物木材利用促進協定

民間の建築物における木材の利用を促進することを目的に、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、木材利用に取り組む制度。

●航空レーザー測量

地形情報や森林資源情報（立木本数、樹高、材積等）を取得するため、航空機に搭載したレーザー測距装置を使用して、地表を水平方向の座標、高さの三次元で測量する技術。

●高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

- フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。
- スキッダ：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。
- プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）と玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。
- ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。
- フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。
- タワーヤード：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。
- スイングヤード：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

●構造の豊かな森林

平成 29 年 3 月に策定した「三重県林業人材育成方針」で提唱した、次の 4 項目から成る森林のこと。

- ①人工林や天然林等の林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林等の樹種の異なる森林
- ②若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ③高木や低木、下層植生等、垂直方向の階層構造が多様な森林
- ④これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

●合板

薄く剥かれた単板（ベニヤ）を奇数層、繊維方向を 90° ずらしながら交互に重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

●コンテナ苗

育成孔（キャビティ）の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、容器の底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器（コンテナ）によって育成した、根鉢付きの苗のこと。

サ 行

●再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

●再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

●里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

●サプライチェーン

サプライは「供給」、チェーンは「連鎖」の意味。原木が、原料の段階から市場や製材所、工務店等を経て消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。

●山地災害危険地区

林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等、保全対象への影響が大きいとして県が判定した地区のこと。

●GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、さまざまな比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

●CLT

Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を並べた層を、板の繊維方向が層ごとに直交するよう重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工の速さや鉄筋コンクリート造等と比べて軽量なことも特徴。

●Jークレジット制度

間伐による森林管理などの取組により吸収・削減された二酸化炭素などの量を売買可能な「クレジット」として国が認証する制度。

●持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応すること。

●下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

●市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

●自伐型林業

自伐林家（自ら所有する森林を自らが整備する方で、専業のみならず兼業で林業に取り組む方も含む）のほか、自ら森林は所有していないが、他者から委託を受けて森林整備に取り組む森林ボランティアやNPO、林研グループ、自治会等、多様な主体が副業的に取り組む林業のこと。

●ジビエ

フレンチ料理の用語で、捕獲された野生のシカやカモ類等の鳥獣の肉のこと。

●若齢林

若齢段階にある森林のこと。「若齢段階（樹冠閉鎖段階）」とは、高木性の樹種が優占して林冠が閉鎖し、個体間の競争が強くなって、下層植生が目立って少なくなる時期を言う。

●主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

●循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

●循環型林業

植林によって森林を造成し、利用期が来たら伐採して再び「造林→保育→伐採→造林・・・」を繰り返す皆伐型の林業のほか、択伐を繰り返し行い、伐採後の空間を利用して次世代の更新を促す非皆伐型の林業等、資源の循環を連鎖させる林業のこと。

●除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

●人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付け等により造成された針葉樹や広葉樹の森林。一般的には人工造林による森林を指すことが多い。

●森林・林業基本法

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成 13 年 7 月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

●森林環境税・森林環境譲与税

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成 31 年度税制改正において創設された新たな税。森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に対して平成 31 年度から譲与

●森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険等の業務を実施。

●森林経営管理法

平成 30 年 5 月に制定された法律。市町村が森林所有者に意向調査した上で森林所有者から経営管理を行うための権利（経営管理権）を取得し、自ら経営管理を行う、もしくはその管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる仕組み（新たな森林管理システム）の導入を柱とする。平成 31 年 4 月施行。

●森林経営計画制度

森林法に基づく制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が、面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた 5 年を一期とする計画を作成し、市町村長等の認定を受けるもの。

●森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者等による森林経営計画

等がある。

●森林作業道

除間伐等の森林整備や集材を行うために作設される、主に林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度のトラックの走行を想定した構造の道。

●森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐等、適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

●森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

●森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

●森林施業の集約化

林業事業体等が隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

●森林施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった森林経営計画の作成の中核を担う人材。

●森林総合監理士（フォレスター）

森林・林業に関する専門的かつ高度な知識および技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、「市町村森林整備計画」の策定等の市町村行政を技術的に支援し、施業集約化を担う「森林施業プランナー」等に対し指導・助言を行う人材。

●森林ゾーニング

森林を機能等に応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

●森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供等、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

●森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林がもつ機能。

●森林文化

森林と人間とのかかわりの中から形成された文化現象を対象とした概念。森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかかわり。

●森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民又は市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの

輪を広げていく役割を担う人。

●生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

●生物多様性

多くの生物が、様々な環境にバランス良く生息している状態。生物そのものの豊かさと、豊かな生態系を築いている状態。

●全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期としてたてる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

●早生樹

センダンやコウヨウザン等、早く大きく成長する樹種のこと。

●造林

人為的な方法で、目的に合わせた森林の造成を行うこと。

●造林未済地

人工林伐採跡地のうち、伐採後定められた期間を経過しても更新が完了していないもの

●素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ行

●地位

林地の生産力のこと。具体的には、樹高の成長等によって区分する。

●地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別(158計画区)に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるもの。

●地球温暖化

温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなどの気体)が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

●治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

●治山ダム

森林の維持・造成を図ることを目的に溪流に設置する構造物。溪床勾配を緩和して溪床や溪岸の侵食を防止したり、溪床に堆積した不安定土砂を固定することで下流への土砂流出を抑止したり、山腹斜面の崩壊を防止したりするはたらきがある。

●中間土場

複数の素材生産業者や森林組合が搬入してきた原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤード

で、山土場と出荷先の間間に設けられる。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする。仕分けによって、品質の均等な原木をまとめることが可能となり、並材の直送や優良材の原木市場への出荷等、きめ細かな流通に対応できる。

●長伐期施業

標準伐期齢（市町村森林整備計画において、地域の標準的な主伐の林齢として定められるもの）のおおむね2倍に相当する林齢まで森林を育成し、主伐すること。

●地利

木材を搬出する費用の経済的位置を示すもの。具体的には、林道等の道路から林地までの距離等によって区分する。

●DX

Digital Transformation の略。デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにすること。

●天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

●特定母樹

成長が早く、材質が良く、花粉の量が従来の品種の半分以下の特性を持った母樹。

●特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ナ 行

●ナラ枯れ

体長5mm程度の甲虫であるカシノナガキクイムシが、ナラやカシ類等の幹に侵入して、ナラ菌を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を枯死させる現象。

●日本農業遺産

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などを一体的に評価し、特に重要性を有するものを農林水産大臣が認定する制度。平成28年には「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業」が認定を受けた。

●認定林業事業体

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づいて「労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」を作成し、知事から認定を受けた事業主のこと。

ハ 行

●保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

●保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

●本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ 行

●三重県「木づかい宣言」事業者登録制度

県産材を積極的かつ計画的に使用すること等を宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として県が登録し、広く県民に周知することによって、木づかい運動を推進する制度のこと。

●三重県水源地域の保全に関する条例

水源地域の適正な土地の利用を確保し、森林の有する水源のかん養機能の維持増進につなげることを目的として平成 27 年 7 月に制定した条例。水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときに、30 日前までの届出を求める「水源地域内の土地取引の事前届出制度」を柱としている。

●みえ森林教育

森林と私たちの暮らし、経済がともに持続可能で豊かな社会を作っていくために、子どもから大人まで、三重県で暮らす誰もが、森林や木、木材に親しみ、自ら考え、判断して行動できる人（みえの森びと）に育つことを促す教育活動。

●みえ森林教育ステーション

「みえ森林教育ステーション認定制度」において、県が認定する県内に整備された常設型の木育体験施設。

●みえ森林教育ビジョン

これまで取り組んできた森林環境教育や木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和 2 年 10 月に策定したビジョン。

●三重の木づかい条例

県民及び事業者の参加のもと、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化、そして県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につなげていくことを目的として、令和 3 年 4 月に施行された条例。

●「三重の木」認証材

「三重の木」認証制度による認証を受けた製材品のこと。「三重の木」認証制度とは、木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

●三重の森づくりネットワーク

企業、NPO、教育機関、行政など各主体が、交流会への参加や森林フェスタへの出展などを通して、森づくりや森林教育に関して抱える課題を共有し、課題の解決や活動促進に取り組む組織。

●みえ森づくりサポートセンター

学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口等、総合的なサポートを行う拠点施設。平成 28 年度から県が運営。

●みえ森と緑の県民税

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために平成 26 年度から導入した県の独自課税。

●緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

●木質バイオマス

森林で生育した樹木のことで、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場等の残廃材、建築廃材等を含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ヤ 行

●山土場

山元の伐採現場の近くに設ける、原木を一時的にまとめて貯蔵するストックヤードのこと。原木を用途に応じてサイズや形状別に仕分けする場となる場合もあるが、中間土場と比較して面積は小さく、流通の拠点となる機能は劣る。

ラ 行

●リモートセンシング

遠く離れた所から、対象物あるいは対象とする現象を直接手を触れずに観測する技法のこと。遠隔探査。遠隔測定。

●林業事業体

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

●林業生産活動

苗木の生産や造林等の森林を造成する育成活動及び丸太やきのこの等の林産物を生産する採取活動の総称。

●林業のスマート化（スマート林業）

レーザ計測技術や I C T 等の先端技術、安全で高効率な自動化機械を林業に導入し、森林管理の効率化や生産性の向上、労働安全の確保を図ること。

●林地開発許可制度

森林の適正な利用を確保するため、1 ha を超える森林の開発行為を行う場合は知事の許可が必要と定めた森林法上の制度。

●林地台帳

森林法に基づき、施業の集約化や適切な森林整備のために活用することを目的として、市町村が、地域森林計画の対象となっている民有林における森林所有者や土地等の情報を一元的にとりまとめた台帳。市町村は、台帳情報の一部を公表するとともに、森林組合や林業事業体等の森林整備の担い手に提供することができる。

●林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

●齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

●老齢林

老齢段階にある森林のこと。50年生を越え、下層植生が徐々に豊かになる段階（成熟段階）を経て、優占する高木の中に衰退木、立ち枯れ木、倒木等が生じる時期を「老齢段階」と言う。

●路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うために、国道や県道等の「公道」、一般車両の走行も想定した幹線となる「林道」、もっぱら林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」等を適切に組み合わせた道路ネットワーク。

三重の森林づくり実施状況報告書 (令和7年度版)

令和8年9月

三重県農林水産部 森林・林業経営課
治山林道課
みどり共生推進課

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2564
FAX 059-224-2070